

時事新報

第二千七百七十二號
明治廿三年七月十一日(癸巳)
舊曆庚寅五月二十五日
日出版部時三十五分
月出版部時二十七分
年出版部時二十七分
西曆一千八百九十年

時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日休刊セテ其代價選
送料廣告料ハ左ノ如シ
一、一月前金五十圓〇三月前金一圓五十圓〇六月前金三
〇一年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ
〇月十五日前送料ノ申受

時事新報廣告料前金

| | | | |
|----|-----|----|-----|
| 一行 | 五 | 二 | 七 |
| 二行 | 十 | 四 | 十四 |
| 三行 | 十五 | 六 | 二十一 |
| 四行 | 二十 | 八 | 二十八 |
| 五行 | 二十五 | 十 | 三十五 |
| 六行 | 三十 | 十二 | 四十二 |
| 七行 | 三十五 | 十四 | 四十九 |
| 八行 | 四十 | 十六 | 五十六 |
| 九行 | 四十五 | 十八 | 六十三 |
| 十行 | 五十 | 二十 | 七十 |

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月
前金八圓にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵
便印紙の代價を申受く可し

時事新報

須らく無學ある可し

如何なる學問が最も貴重す可きものなるやとの疑問は
ハーパート、スペンサー氏が其著書中に論じたる所な
れども今や恐くは如何なる無學が最も價值あるやの疑
問を論ずるの時なる可し或人曾てスペンサー氏に歴史
上の細條目に關して何か質問せしに氏は全く之を知ら
ずと答へ却て其知らざるを幸なりとて自から満足する
様子なりしと云ふ蓋し大家碩學と雖も其才量には自ら
限りなき能はず而して配慮力を最も能く使用する學者
は唯其配慮せんとする所の事物を就き判断を誤らざる
の妙處あるのみ抑も教育上に一定明白の主義あるや否
やは知る可らずと雖も若し果して之ありとすれば
は學生の胸中に學問の過積を防ぎ、平生授けられたる
各種の學問は秩序井然として各其場所を占め其生長を
保つの一義に外ならず、學問過積するときは精神の秩
序を紊りて思想の完全なる發達を見るは難かる可し世
間の教育家は一般の世人が人間に倫理常道あるを以て
承認すると同じく此主義を承認せざるにあらざるも雖も
實際に之を履行するものは果して幾人ありや、之を開
拓すれば漢田を得べしと雖も其拓拓と共に土地の生産
力を害して却て後來の發達を妨ぐるが爲めに故らに之
を放棄し所謂無學の領地を學生の精神界に留むるの利
を知る者は果して幾人ありや我輩は今の教育家にして
精神界の土地を學問で之を開拓し苟も智力のあらん限り
を竭さんとする事に務めざるものは極めて稀なりと斷
言せんとする者あり目下の情況を以てすれば各種の
學校は各競争して一方に於て其數則に列する所の課程
は他の一方に於ても決して之を廢せざるが故に東西南
北學校の課程は日々増すのみならず其數も亦多しと學
生は男女に論なく堪へ得べき丈の重荷を擔はざるを得
ずして其結果たる腦裡の過積現象を起し配慮判断の力
を害して精神の衰弱を免かれず唯憐む可きのみ之を彼
の讀み書きの外に教育を受けざる兒童が實物世界に生
長し實際の事物に就て漸次に諸種の思想を形作る者に
比して利害得失同日の論に非ざるを知る可し古來人生
各種の事業に卓抜の名ある人々が其少小のとき甚だ不
究氣なる教育を受けたるの事實多きは決して偶然なら

す即ち是種の事業は其本人が少年の時より世の所謂教
育の義務を脱し實地生活の學校に其身を投じたるの效
果からざるはなし抑も今の世に世界一般の教育に關す
る諸種の議論少なからずと雖も目下の要は教育家たる
者が理論に巧みならずと雖も實際にも巧みなるの一事に
在るのみ世人の知る如く園丁の花弁を培養するや務め
て其實を結ぶの少からん事に注意せり若し少年の
精神を養ふに之と同様の手段を以てしたらんには學問
過積の害は今日の如く大あらざる可しと雖も唯夫れ智
力上に此事を行ふの至難なるが故に世の教育家なる者
は只管收穫の多からん事を欲して自から此害を犯さ
ざるものなきにして我輩の信する所にては此害たる女
學校に於て最も甚しきもの如し今の女學校を見るに
通例男子の學ぶ可き課業の其外に音樂外國語其他諸種
の女藝を教ゆるのみならず之にても猶ほ不十分なりと
して文學、歴史及び古代の制度慣例などを課程に加ふる
る等尚尙多極りなくして其結果如何を尋ねれば現象
は一にして足らずと雖も一言以て之を蔽へば人間の靈
智能を殘滅するの外なし之を要するに文運進歩の兆
なるものは決して喜ぶに足らざるを知る可し今日教育
制度の擴張したるは古來未だ曾て見ざる所なれども
其結果は如何と云ふに實に云ひ甲斐なき次第にして
一般の人心は依然として進歩するものとく輕信の風
は廣く行はれ、感觸の弊習は甚だ盛に、私黨は政治を
し、立法は玩弄物と爲れり、蓋し吾人は從來教育に感
應するものと多きに過ぎたるものなれば今後幸にして其
眞實の主義を了解したらば之を實際に適用するも肝
要なれりして多く教えずして精神を過勞せしめざるの
要は正に其主義の中の一箇條たるに相違あらざれば吾人
は教育上に於て人々の精神の自然力を發達せしめ自由
に想像力を馳せしむるの餘地を與ふる事に勉めざる可
らず從來吾人は無學を以て最も恐る可きものなりと信
じて只管みれど戰ひ學問に至りては絶えて其恐る可き
ふとを知らざりしかども學問は猶ほ食物の如し之を食
するに其分量と時機とを誤る時は危險の上にある可ら
ず吾人もし學問の恐る可きを無知するも從來無學を
恐れたるが如きに至らば茲に始めて教育の新時代に違
したるものと云ふ可きなり (ボビニナルサイエンス抄)

布哇の近狀

ホノル、府六月十二日發通信
亞細亞人移住制限法案 當國の國會は去る五月廿一日
より開會せり議員の黨派は在朝反對の兩黨殆んど正半
數あれば長官の反對黨員中より提出されたる事等よ
り推測すれば反對黨の勢力較や強きが如し當國の國會
に於ては必ず日支兩國移住制限法案を議定するから
んとすの趣は既に先頃報道し置きたるが果して近頃反對
黨員中より亞細亞移住制限法案を提出する旨を議場
に陳報せり同案に關する論争の詳細は追て之れを報す
べし

は世界に著名なるが故に讀者も既に知るものとやらんが
同所は國內の同患者を見當り次第捕へて送致幽閉する
ものとす最近の調査に依れば目下幽閉せらるる患者の
總數は千五百五十九人にして内二十八名の支那人と二三
名の他國人とを除けば悉皆土人なり今之を全國の土人
の人口凡四萬人に較ぶれば三十四五名に對する一人の
比例なり而して過る二箇年間の患者の死亡數は百分の
三十七、二ありしと云ふ蓋し露の命とは布哇土人の
謂からん然れども同幽閉所には百八十餘名の看護人の
外天主教の尼六名僧二名及新教の傳道師一名ありて朝
夕患者の養生を勉め居るよし又當國には未だ曾て火葬
なし然るに癩病患者の死體を土葬するは傳染の恐ある
を以て爾來は同患者の死體に限りて火葬にするの法律
を制定すべしとの說新頃醫學會に行はるると云ふ
日本醫師を用ゆべからず 此頃衛生局長が國會に呈出
したる意見書中に當國の移住民局に委任せる日本醫師
に關する一項あり曰く彼の亞細亞洲人との競争も苦め
らるる者は豈に獨り職工等夫のみならず我醫師諸士は
彼の日本醫師と競争せざるべからず當國に在る日本醫
師中、眞に醫師と稱すべき高地位を占むるに足るの學
識經驗ある者は恐らくは皆無ならん(中略)故に以來日
本醫師は日本人を診斷治療するに止むるものと尙は支那
醫師が支那人の他の國人を診斷治療するを制禁す
る現法と同一の法律を議定せんことを渴望す云々と亦
以て布哇國民の本邦人に對する感情の一斑を窺ふに足
るべし

米國の屬國たらんと希望するものあり

米國國會が砂
糖の輸入税を全廢すべしと議決したりとの報に接するや當
國資本家の愁鬱見るに忍びざるものあり但し當國の糖
業を今日の隆盛に至らしめたるは實に米國と特別通商
條約ありて當國の砂糖は無税にて米國に輸入し來りた
る故なりとす然るに今下院にて議決したる通りに上院
も經過し大統領も亦之を批准して悉く砂糖の輸入一般
に無税となるときは右の特別條約も全く無効に歸し去
て以後は強敵たる西印度諸島と米國市場に競争せざる
べからざるを以て資本家の愁鬱も無理ならぬと云ふ
以後如何に成行へべきか實に一國の盛衰正に別る、秋
なり

布哇砂糖の運命

近頃米國の國會下院に於て砂糖の輸
入税を全廢するものと議決したりとの報に接するや當
國資本家の愁鬱見るに忍びざるものあり但し當國の糖
業を今日の隆盛に至らしめたるは實に米國と特別通商
條約ありて當國の砂糖は無税にて米國に輸入し來りた
る故なりとす然るに今下院にて議決したる通りに上院
も經過し大統領も亦之を批准して悉く砂糖の輸入一般
に無税となるときは右の特別條約も全く無効に歸し去
て以後は強敵たる西印度諸島と米國市場に競争せざる
べからざるを以て資本家の愁鬱も無理ならぬと云ふ
以後如何に成行へべきか實に一國の盛衰正に別る、秋
なり

米國國會が砂糖の輸入税を全廢すべしと議決したりとの報に接するや當國資本家の愁鬱見るに忍びざるものあり

但し當國の糖業を今日の隆盛に至らしめたるは實に米國と特別通商條約ありて當國の砂糖は無税にて米國に輸入し來りたる故なりとす然るに今下院にて議決したる通りに上院も經過し大統領も亦之を批准して悉く砂糖の輸入一般に無税となるときは右の特別條約も全く無効に歸し去て以後は強敵たる西印度諸島と米國市場に競争せざるべからざるを以て資本家の愁鬱も無理ならぬと云ふ以後如何に成行へべきか實に一國の盛衰正に別る、秋なり

長官出張所の廢止

長官出張所の
廢止せんとす
外國人に關す
上にて設置せ
らんとすの議
然廢止の議
館區長へ向は
事故を除く
訓令ありし
も過日發布
撤せしめん
所あるべし
○商法施行條
ば司法大臣
需用に應じ
管財人名簿
は正當の理
ある破産管
の理由なく
は職務に著
らるる時
云々の明文
○登記料と手
配法には有
時其其實受
件毎に其登
五圓未満
十圓以上五
十圓以上百
二百圓以上
四百圓以上
七百圓以上
千五百圓以
五千圓以上
以上五圓毎
○出雲大社
生の基礎を
て歴朝の崇
以て同社に
りければ神
神典のいよ
○三宮式部
地方へ旅行
○元老院の
十一月より
の如きは目
○東京府會
は他の地方
に五名、郡
を承継する
なり左れば
にて不日其
員の中には
多年其職に
れば此新陳
時に多少の

函館長官出張所の廢止

同出張所は去月卅日の北海
道廳令を以て廢止したり今其理由を聞くに同廳全體の
上に於て經費削減を要する者多からざるが就中函館

東京府會

は他の地方に
に五名、郡
を承継する
なり左れば
にて不日其
員の中には

出雲大社

生の基礎を
て歴朝の崇
以て同社に
りければ神
神典のいよ

三宮式部

地方へ旅行

元老院の

十一月より

東京府會

は他の地方に

出雲大社

生の基礎を

三宮式部

地方へ旅行

元老院の

十一月より

東京府會

は他の地方に

出雲大社

生の基礎を

三宮式部

地方へ旅行

元老院の

十一月より

東京府會

は他の地方に

出雲大社

生の基礎を

三宮式部

地方へ旅行

元老院の

十一月より

東京府會

は他の地方に

出雲大社

生の基礎を